

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和4年2月4日

陸前高田市長 戸 羽 太

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 ロボット草刈機の購入
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和4年3月25日まで
- (4) 納 入 場 所 陸前高田市高田町字中川原311番地 中原川公園内ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本店又は支店等を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実のあった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視しうる関係にある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第

２７条の２第１項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。）が同時に参加していないこと。

(7) 本市の市税に滞納がないこと。

(8) 入札執行日において、陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

〒０２９－２２９２ 岩手県陸前高田市高田町字下和野１００番地

陸前高田市総務部財政課 電話番号 ０１９２－５４－２１１１（内線３２４）

(2) 入札資料等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和４年２月４日（金）から同月１８日（金）

イ 配布場所

陸前高田市公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすること。

(3) 質問事項等

任意の書面により令和４年２月１５日（火）午後５時までに下記の場所へ提出すること。

〒０２９－２２９２ 岩手県陸前高田市高田町字下和野１００番地

陸前高田市建設部都市計画課

電話番号 ０１９２－５４－２１１１（内線４３７）

4 入札の日時及び場所

令和４年２月２１日（月）午後１時３０分 陸前高田市役所７階大会議室

5 入札保証金

免除

6 契約保証金

契約金額の１０分の１以上（陸前高田市財務規則第１３３条（平成１２年規則第

13号) 各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の納付を免除する。)

7 入札の無効等要件に関する事項

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他「条件付一般競争入札説明書」(以下「入札説明書」という。)に記載する事項に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、陸前高田市公式ホームページで公開している入札説明書を遵守しなければならない。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加者は、入札説明書に示す必要書類等を令和4年2月15日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。なお、郵送で提出する場合は、期日必着とする。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (5) 質問事項及び回答内容は、令和4年2月17日(木)までに連絡する。
- (6) その他詳細については、入札説明書による。